

知多都市計画地区計画の変更（東浦町決定）

衣浦西部都市計画相生の丘地区計画を知多都市計画相生の丘地区計画に改め、次のように変更する。

	名 称	相生の丘地区計画				
	位 置	知多郡東浦町大字緒川字相生の丘				
	面 積	約5. 1 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、東浦町の北西部に位置し、民間施行による住宅用地造成事業により、道路・公園等の公共施設及び宅地整備が進められている。よって、その事業効果の維持増進を図り、事業後の良好な居住環境の形成及び保全を計画的に誘導する。				
	土地利用の方針	A地区	ゆとりとうるおいのある良好な居住環境を形成するため、戸建て住宅による土地利用を図る。			
		B地区	周辺環境と調和のとれた良好な居住環境を形成するため、戸建て住宅及び共同住宅による合理的な土地利用を図る。			
	地区施設の整備方針	本地区における道路・公園等の公共施設は、住宅用地造成事業により整備される。したがってその維持保全を図る。				
	建築物等の整備方針	低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び垣又はさくの構造の制限を定め、ゆとりをもった良好な居住環境の形成とその維持保全を図る。				
地区整備計画	地区の細区分	地区の名称	A 地 区	B 地 区		
		面積	約3. 3 ha	約1. 8 ha		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 一戸建ての専用住宅 2. 前号の建築物に附属するもの (畜舎は除く。)	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 一戸建て又は長屋建ての専用住宅 2. 共同住宅(10戸以上のものを除く。) 3. 前各号の建築物に附属するもの (畜舎は除く。)		
			10分の10			
		建築物の容積率の最高限度	10分の6			
		建築物の建ぺい率の最高限度				
		建築物の敷地面積の最低限度	300 m ²			

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。</p> <p>ただし、建築物又は建築物の部分が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの 2. 物置その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分で、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの（次号に掲げるものを除く。） 3. 軒の高さが2.5メートル以下の自動車車庫
	建築物等の高さの最高限度		10m
	垣又はさくの構造の制限		道路に面する垣又はさくは、生垣若しくは透視性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で、ブロックその他これに類するものの高さが、敷地地盤高より0.6メートル以下のもの又は門柱にあってはこの限りでない。

「区域及び地区の細区分は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するとともに、本計画書に記載されている位置の地名についても変更するものである。